

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 外1 - 7

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月11日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼主席業務執行役員
(Managing Director / Chief Executive Officer)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogiannis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー ジョージ・ストリート225 グロブナー・プレイス レベル
7
(Level 7, Grosvenor Place, 225 George Street, Sydney, New
South Wales 2000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 原 田 寛 司
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1943

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2030年1月25日満期 米ドル建社債

2億4,652万米ドル (円貨相当額363億6,663万400円)

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2030年1月25日満期 豪ドル建社債

8,329万豪ドル (円貨相当額80億9,245万6,400円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年9月10日現在の東京外
国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル＝
147.52円及び1豪ドル＝97.16円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2023年12月 8 日
効力発生日	2023年12月16日
有効期限	2025年12月15日
発行登録番号	5－外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,500億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
5 - 外 1 - 1	2024年 1 月18日	633億7,041万850円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 2	2024年 2 月20日	725億3,799万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 3	2024年 4 月18日	321億1,390万円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 4	2024年 9 月 9 日	109億1,475万円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 5	2024年11月15日	315億5,475万2,000円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 6	2025年 3 月12日	211億6,581万5,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		2,316億5,762万1,850円	減額総額	0円

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額) 3,183億4,237万8,150円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2030年1月25日満期 米ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2030年1月25日満期 豪ドル建社債に関する情報＞

(注1) 本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド (A B N 48 002 435 181) を、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「豪ドル」、「豪セント」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	2億4,652万米ドル
売出価額の総額	2億4,652万米ドル
利率	年率3.70%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	8,329万豪ドル
売出価額の総額	8,329万豪ドル
利率	年率4.00%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年9月25日（当日を含む。）から2030年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき18.50米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2026年1月25日に、2025年9月25日（当日を含む。）から2026年1月25日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき12.33米ドルとする。

豪ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2025年9月25日（当日を含む。）から2030年1月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年1月25日及び7月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき20.00豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2026年1月25日に、2025年9月25日（当日を含む。）から2026年1月25日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき13.33豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書は、（1）売出人であるSMBC日興証券株式会社及び東海東京証券株式会社が配布する本社債の売出しに関する「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面及び2025年9月付発行登録目論見書により構成される発行登録追補目論見書（以下「SMBC日興証券・東海東京証券配布用目論見書」という。）並びに（2）売出人である大和証券株式会社が配布する本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書（以下「大和証券配布用目論見書」という。）の2種類が作成される。

SMBC日興証券・東海東京証券配布用目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面には、以下の文言が記載される。

「本書及び本社債に関する2025年9月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年9月11日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

大和証券配布用目論見書の表紙には、TOYOTA FINANCIAL SERVICESのロゴ、発行会社の名称、本社債の名称及び当該目論見書を配布する売出人である大和証券株式会社の名称が記載される。

大和証券配布用目論見書の表紙裏には、次の記載がなされる。

「本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold in the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons unless the Notes are registered under the Securities Act, or an exemption from the registration requirements of the Securities Act is

available. Terms used in this paragraph have the meaning given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. Treasury regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended and Treasury regulations promulgated thereunder.」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2025年3月期） 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
2025年7月28日関東財務局長に提出

2 半期報告書

該当事項なし

3 臨時報告書

該当事項なし

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年9月11日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。